

徳島こども未来応援プラン

～ 徳島県社会的養育推進計画 ～



令和2年3月
徳島県

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第2章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	3
第3章 当事者である子どもの権利擁護の取組み	8
第4章 市町村の子ども家庭支援体制構築の推進	10
第5章 里親等への委託や特別養子縁組等の推進	15
第6章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び 多機能化・機能転換の推進	25
第7章 児童相談所の強化	32
第8章 一時保護機能の充実・強化	37
参考資料：徳島県社会的養育推進計画検討会設置要綱	43

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景及び趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受け、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」においては、家庭養育優先原則を実現するために、フォスターリング（里親養育包括支援）体制の構築並びに愛着形成に最も重要な時期である3歳未満についてはおおむね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについてはおおむね7年以内に里親委託率75%を実現し、学童期以降はおおむね10年以内を目処に里親委託率50%以上を実現することが、目標として示されました。

また、代替養育を必要とし、家庭復帰が困難な子どもについては、パーマネンシー（永続的で安定した）保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間1,000人以上という目標を掲げています。

さらに、市町村を中心とした家庭支援体制の構築や施設の小規模化・地域分散化・高機能化等による子どものニーズに応じた養育の提供が求められています。

本県においても、これら新たな国の方針を踏まえ、「徳島県児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進計画」（計画期間：平成27年度から平成41年度までの15年間）の全面的見直しを行います。

新たな目標値や計画期間を設定するとともに、「当事者である子どもの権利擁護」を明確に計画に位置付け、施設や里親等による社会的養護だけでなく、関係機関と連携した養育に不安のある家庭への支援、児童相談所の強化など、対象範囲を大幅に拡大することで「子どもの最善の利益」を実現し、「すべての子どもたちが健やかに成長できる徳島県」を目指し社会的養育を推進する計画として、「徳島こども未来応援プラン」を策定いたします。

2 計画の位置付け

この計画は、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた徳島県の社会的養育推進計画として、本県における社会的養育の在り方や目標を定めるものです。

3 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、中長期的な目標が必要な項目については、10年先の令和11年度までの目指す姿を示すこととします。

4 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

核家族化の進行や地域の見守り機能の低下により、子育て家庭の孤立化が進んでいることや、児童虐待に対する世間の関心が高まったこと、関係機関の連携強化などの背景から、児童虐待相談対応件数は平成30年度には756件と過去最高を記録しました。増加する児童虐待を未然に防止するとともに、すべての子どもたちが家庭や、より家庭に近い環境で、健やかに成長できるよう、地域において適切な社会的養育支援を行える体制整備を推進する必要があります。

そのためには、平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭養育優先原則を実現させていくこと、更には、里親、施設、市町村、児童相談所等の関係機関が連携を深めるとともに、それぞれの分野で「子どもの最善の利益」を実現させる取組みの推進が必要です。

このことから、計画を推進していく上での推進課題等を、次のとおり6つの分野に整理し、体系化しました。

	分野	推進課題（一部抜粋）	目標数値等
1	当事者である子どもの権利擁護	・子どもからの意見聴取と処遇への反映 ・里親や施設職員の権利擁護意識の向上	・子どもへの権利擁護に関する定期的なアンケート等の実施施設数
2	市町村相談支援体制強化	・子ども家庭総合支援拠点の設置推進 ・関係機関と連携した相談支援体制の強化	・子ども家庭総合支援拠点設置数 ・児童家庭支援センター設置圏域数
3	里親委託等推進	・フォostタリング（里親養育包括支援）体制の構築 ・里親委託の推進 ・特別養子縁組の推進	・子どもの年齢層別里親委託率 ・特別養子縁組成立件数
4	施設の小規模化、高機能化等	・小規模化や地域分散化により家庭的な養育の推進 ・家庭支援等の多機能化の推進 ・社会的養育児童の自立支援	・小規模化・地域分散化施設数 ・一時保護専用施設設置圏域数 ・児童家庭支援センター設置圏域数（再掲） ・自立援助ホーム設置数
5	児童相談所の強化	・児童虐待や家庭養育推進に対応するための体制強化 ・職員の専門性の強化 ・関係機関との連携強化	・児童福祉司等配置数 ・児童相談所職員研修受講人数 ・子ども家庭総合支援拠点設置数（再掲）
6	一時保護機能の充実・強化	・多様な一時保護委託先の確保 ・職員の専門性の強化 ・一時保護所における子どもの権利擁護の強化	・一時保護所職員研修受講人数 ・一時保護専用施設設置圏域数（再掲）

5 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、毎年度、目標数値等による検証を行うとともに、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に検証結果を報告し、意見等を聴取します。検証結果や聴取した意見に基づき、PDCAサイクルによる適切な計画の進行管理を行うとともに、必要に応じ計画の見直しを行うこととします。

第2章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 子どもの人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（H30.3.30公表）の徳島県の0歳～19歳の推計人口の推移を参考に、徳島県年齢別推計人口の児童人口（0歳～17歳）から平成31年度から令和11年度までの推計値を次のとおり算出しました。

【表1 子どもの人口の推計値（平成26年度から令和11年度）】（単位：人）

年度	H26	H31	R6	R11
推計人口（0～17歳）	113,036	101,343	91,919	84,290
0～2歳	17,041	15,197	13,784	12,640
3～6歳	23,222	21,098	19,136	17,548
7～17歳	72,773	65,048	58,999	54,102
5年ごとの比較（減少率）	—	89.7%	90.7%	91.7%
5年ごとの差	—	△11,693	△9,424	△7,629

※ 各年度とも4月1日時点の子ども数

※ 5年ごとの比較（減少率）は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を参考とする

【表2 国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口推計（徳島県）】

（単位：人）

年度	H27	R2	R7	R12
推計人口（0～19歳）	121,509	110,132	99,860	91,552
5年ごとの比較（減少率）	—	90.6%	90.7%	91.7%
5年ごとの差	—	△11,377	△10,272	△8,308

2 現に代替養育を必要とする子ども数の状況

現に代替養育を必要とする子ども数（入所措置又は里親等委託されている子ども数をいう。以下同じ。）及び子どもの人口に占める割合は表3のとおりとなります。

代替養育を必要とする子ども数は、平成31年3月1日時点で308人であり、子どもの人口に対して、3歳未満児で0.20%、3歳以上の就学前児童が0.19%、学童期以降児童で0.36%、全年齢区分の平均では0.30%となっています。

また、平成26年度から平成30年度の入所措置又は里親等委託されている子ども数の推移は表4のとおりです。

【表 3 現に代替養育を必要とする子ども数及び子どもの人口に占める割合】

(H31年3月1日時点) (単位：人)

	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	計
児童養護施設	4	31	208	243
乳児院	23	6	—	29
里親委託	3	4	27	34
ファミリーホーム	0	0	2	2
計	30	41	237	308
子どもの人口の推計(0～17歳)	15,197	21,098	65,048	101,343
子どもの人口に占める割合	0.20%	0.19%	0.36%	0.30%

※ 子どもの人口の推計はH31.3.1から直近のH31.4.1とする

【表 4 入所措置又は里親等委託されている子ども数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	252	252	247	232	243
乳児院	30	31	27	30	29
里親委託	39	39	36	33	34
ファミリーホーム	6	6	5	5	2
計	327	328	315	300	308

※ 各年度とも3月1日時点の子ども数

※ 児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームへの措置等は除く

3 代替養育を必要とする子ども数の見込み

表1で示した徳島県における子ども数の減少率(H26からH31で89.7%)を平成26年度の代替養育を必要とする子ども数に適用すると、平成31年度の代替養育を必要とする子ども数は293人となりますが、平成31年3月1日時点では308人となっています。減少幅がゆるやかとなっている理由として、児童虐待相談対応件数の増加等により社会における代替養育の潜在的需要が増加していることが推測されます。

そのため、代替養育を必要とする子ども数の見込みを積算する際には、子どもの人口の推計だけでなく、代替養育の潜在的需要を考慮する必要があります。

(1) 代替養育の潜在的需要

潜在的な需要量の算出に当たっては、表5に示す児童相談所における養護相談(児童虐待を含む)件数の推移(H26～H30)を考慮します。

養護相談件数は増加傾向にあり、平成26年度から平成30年度までの5年間で50件増加していることから、その増加率1.06倍を潜在的需要量とします。

【表 5 児童相談所における養護相談の推移】

(単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養護相談件数	895	875	902	781	945
うち 児童虐待相談対応件数	710	654	658	634	756

※ 養護相談件数H26～H30(5年間) 50件増加(105.6%)

(2) 令和6年度及び令和11年度の代替養育を必要とする子ども数の見込み

現に代替養育を必要とする子ども数(平成31.3.1時点)を平成31年度の代替養育を必要とする子ども数として、子どもの人口の推計(H31からR11)及び潜在的需要を考慮し、次のとおり令和6年度及び令和11年度における代替養育を必要とする子ども数を算出しました。

○平成31年度の代替養育を必要とする子ども数

308人(児童人口の0.30%)

○令和6年度の代替養育を必要とする子ども数の見込み

 $91,919人 \times 0.30\% \times 1.06 = 292人$ (児童人口の0.32%)

○令和11年度の代替養育を必要とする子ども数の見込み

 $84,290人 \times 0.30\% \times 1.06 \times 1.06 = 284人$ (児童人口の0.34%)

※ 1.06は5年間の潜在的需要の増加のため、10年では2乗する

【表 6 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み】

(単位：人)

年度	H31	R6	R11
推計児童人口(0～17歳)	101,343	91,919	84,290
0～2歳	15,197	13,784	12,640
3～6歳	21,098	19,136	17,548
7～17歳	65,048	58,999	54,102
児童人口に占める割合	0.30%	0.32%	0.34%
社会的養護の需要量	308	292	284
0～2歳(9.74%)	30	28	28
3～6歳(13.31%)	41	39	38
7～17歳(76.95%)	237	225	218

4 里親等委託が必要な子どもの割合

(1) 施設への入所状況からの算出 (算式1)

代替養育を必要とする子どものうち、現に里親等委託している子ども及び現に施設入所している子どものうち里親等委託が必要な子どもの割合を年齢区分別に算出しました。

※ 施設入所のうち里親等委託が必要な子どもは次の数の合計として算出

- ・乳児院に半年以上措置されている子ども数 (表8)
- ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数 (表8)
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数 (表8)
- ・児童養護施設に3年以上措置されている子ども数 (表9)

【表7 里親等委託が必要な子どもの割合】(H31年3月1日時点) (単位:人)

	①代替養育を必要とする子ども数	②現に里親等委託している子ども数	③施設入所のうち里親等委託が必要な子ども数	割合 (②+③)÷①
0～2歳	30	3	17	66.7%
3～6歳	41	4	25	70.7%
7～17歳	237	29	140	71.3%
計	308	36	182	70.8%

【表8 乳幼児の状況】(H31年3月1日時点) (単位:人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
乳児院に半年以上措置	1	7	7	5	1	0	0	21
乳児院から児童養護施設へ措置変更	0	0	0	2	2	3	2	9
児童養護施設に1年以上措置	0	0	2	2	3	4	1	12
計	1	7	9	9	6	7	3	42

【表9 学童期児童の状況 (3年以上措置されている子ども数)】(H31年3月1日時点)

(単位:人)

7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
5	11	5	13	6	15	9	13	10	17	17	16	3	140

(2) 子どもの持つ特性を考慮した算出 (算式2)

上記(1)算式1で算出した「施設入所のうち里親等委託が必要な子ども数」には医療的ケアの必要性や行動の問題等の子どもの持つ特性が考慮されていません。

そのため、子どもの持つ特性を考慮に入れた上での里親等委託が必要な子ども数を算出する必要があります。

なお、子どもの持つ特性を考慮に入れた上での里親等委託が必要な子どもの割合については、措置状況調査(県こども未来応援室実施)で子どものケアニーズのみ

に着目した場合、措置先として最も望ましい養育環境として養子縁組里親又は養育里親・ファミリーホームが選ばれた割合を使用します。

【表 10 里親等委託が必要な子どもの割合】(H31年3月1日時点) (単位：人)

	①代替養育を必要とする子ども数	②現に里親等委託している子ども数	③施設入所のうち里親等委託が必要な子ども数	割合 (措置状況調査より)
0～2歳	30	3	15	58.8%
3～6歳	41	4	19	55.6%
7～17歳	237	29	72	42.6%
計	308	36	106	46.1%

※施設入所のうち里親等委託が必要な子ども数 算出方法

0～2歳 $30 \times 58.8\% - 3$ (現に里親等委託されている数) = 15

3～6歳 $41 \times 55.5\% - 4$ (現に里親等委託されている数) = 19

7～17歳 $237 \times 42.6\% - 29$ (現に里親等委託されている数) = 72

5 各年度における里親等委託が必要な子ども数の見込み

各年度の代替養育を必要とする子ども数に里親等委託が必要な子どもの割合を乗じ、各年度における里親等委託が必要な子ども数の見込み(各年齢区分ごと)を算出しました。なお、算出に使用する里親等委託が必要な子どもの割合については、より実態に近いと考えられるため、前項の算式2の割合を使用します。

【表 11 各年度における里親等委託が必要な子ども数の見込み】 (単位：人)

年度	H31	R6	R11
里親等委託が必要な子ども数	$308 \times 46.1\% = 142$	$292 \times 46.1\% = 135$	$284 \times 46.1\% = 131$
0～2歳	$30 \times 58.8\% = 18$	$28 \times 58.8\% = 17$	$28 \times 58.8\% = 17$
3～6歳	$41 \times 55.5\% = 23$	$39 \times 55.5\% = 22$	$38 \times 55.5\% = 21$
7～17歳	$237 \times 42.6\% = 101$	$225 \times 42.6\% = 96$	$218 \times 42.6\% = 93$

※ 小数点第一位を切上げ

第3章 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）

1 現状及び課題

平成28年の改正児童福祉法により、子どもが権利の主体であることが明記されたことを踏まえ、子どもの最善の利益を実現するためには、措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の強化、意見表明の機会の場の確保が非常に重要となります。

本県においては、「子どもの権利ノート」を作成し、児童養護施設に入所する児童等に配布する、定期的な児童福祉司による面接を実施する、施設への指導監査時等の機会を捉えて子どもが意見を表明する場の確保を促すなど、子どもの権利擁護の確保に努めてきたところです。

しかし、社会的養育の施策を検討する際に、当事者である子どもからの意見聴取を行うといった、子どもの意見を酌み取る仕組みが未整備であるなど、十分ではない部分もあり、子どもの権利擁護を確実に確保していくためには、新たな権利擁護の取組みや既存の取組みの運用の徹底、時代に即した見直し・改善が必要です。

2 目指す方向性

全ての子どもの最善の利益を実現するため、代替養育を受ける子どもや一時保護された子どもの権利擁護の強化を図るとともに、社会的養育施策に当事者である子どもの意見を反映させるなど、権利擁護の新たな仕組みづくりを推進します。

3 具体的な取組み及び目標

（１）子どもの権利ノート活用の徹底

施設入所や一時保護時において、原則、全ての子どもに対し、子どもの権利ノートを活用するなど、自分の持つ権利について、児童相談所担当職員又は施設職員により十分な説明を行うことを徹底します。

（２）措置時等における子どもへの十分な説明、子どもの意見の反映

児童福祉法による措置や児童福祉事業の利用に当たっては、子どもに十分な説明を行うことの徹底を図ります。特に、代替養育に関する措置等の際には、定期的に理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させるよう努めます。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時には、その理由等を十分に子どもに説明します。

（３）里親委託時における取組み

フォスタリング機関を設置することで、担当児童福祉司だけではなく、フォスタリング機関の職員も定期的に里子との面接を実施するなど、里子のアドボカシー（子どもの意見代弁制度）を保障するよう努めます。

(4) 児童養護施設等における取組み

施設入所中の子どもについては、施設職員と子どもの日々の関わりの中で、子どもの意見が表明されやすい環境づくりを基本とし、加えて気軽に意見が表明できる窓口や第三者委員の設置及びこれらを子どもに確実に伝える体制づくりを促進します。

また、施設入所中の子ども等に対し、日々の生活や意見聴取機会の状況など、権利擁護に関する定期的なアンケート調査等を実施し、子どもの権利擁護の強化に活用します。

★【表1 子どもに対する権利擁護に関する定期的なアンケート等の実施施設数目標】

	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
アンケート等実施施設数	0	7	7	7	7	7

(5) 権利擁護に関する研修

里親や児童福祉施設職員を対象とした、子どもの権利擁護に対する意識向上を図るための研修を定期的 to 実施します。

(6) 一時保護児童の権利擁護強化

一時保護所における意見表明の仕組みの確保、退所時アンケートの実施など、一時保護児童の権利擁護強化を行います。(取組み詳細は第8章に記載)

(7) 当事者である子どもの社会的養育施策への参画

社会的養育の施策を検討する際には、必要に応じ、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)の参画を求める仕組みづくりの検討を行います。

(8) 児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みづくり

児童福祉審議会への子ども等による申立てによる審議・調査の実施など、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みについては、国の検討結果を踏まえた上で、子どもの権利擁護の確保につながる仕組みづくりの検討を行います。

第4章 市町村の子ども家庭支援体制構築の推進

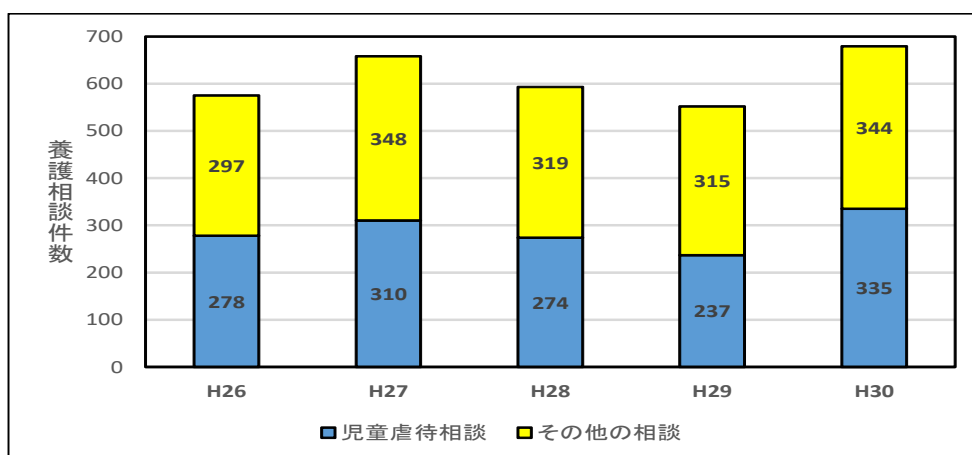
1 現状及び課題

(1) 改正児童福祉法・新しい社会的養育ビジョンによる市町村業務の明確化

近年、県内市町村における養護相談件数は600件前後と高止まり傾向にあり、平成27年度以降は徐々に減少し落ち着いてきたかに見えましたが、平成30年度には679件と、700件に迫る件数となりました。

中でも、児童虐待相談件数が例年50%近くを占めており、全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が急増していることや、本県児童相談所においても平成30年度に過去最高の756件の児童虐待相談対応件数となったことを考え合わせますと、市町村においても増加あるいは、少なくとも高止まり傾向が当面続くと考えられます。

【図1 市町村における養護相談件数】



このような中、平成28年の改正児童福祉法においては、子どもの権利条約を引用して、子どもの権利主体が明確化され、その具体策の一つとして、市町村の重要な役割・責務が明記されました。

- ・市町村は児童家庭福祉相談の一義的窓口
- ・要保護児童対策地域協議会の設置
- ・支援が必要な妊産婦の情報を把握した医療機関や学校等は市町村に情報提供
- ・児童相談所や市町村から情報提供を求められた場合に医療機関や学校等は情報提供可能
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置
- ・児童に対し必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置 など

また、法改正の理念を具体化するために示された「新しい社会的養育ビジョン」においても、市町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズに合ったソーシャルワークができる体制を確保することが求められています。

本県においては、既に要保護児童対策地域協議会が全ての市町村に設置され、地域の関係機関が情報を共有し、連携して対応する基盤はできているものの、子ども家庭総合支援拠点の設置はなく、今後設置を推進することにより、様々な関係機関の強みを生かし、在宅支援及び地域における支援を充実させることが必要となっています。

【子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターの設置状況】

(令和2年2月現在)

① 子育て世代包括支援センターの設置状況

県内 設置済み：4市町（鳴門市、石井町、藍住町、板野町）

令和2年度末までに全市町村での設置を目指す

② 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

全国 43都道府県にて1施設以上設置

県内 設置なし

令和4年度末までに全市町村での設置を目指す

(2) 地域による状況・支援ニーズと体制整備

地域コミュニティに密着し、一人一人の細やかな情報にアクセスしやすく把握しやすい市町村が、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等において、児童家庭相談の初期対応を担うことには相応のメリットがあります。

また、児童相談所における措置状況調査によりますと、表1のとおり、市町村における子育て支援サービス及び生活困窮への支援ニーズが高く、精神科医療・障がい支援サービスへのニーズも一定割合ありますが、一方で、市町村においては母子保健主管部署、子ども・子育て主管部署、児童虐待主管部署、学校教育主管部署等が分かれていることも多く、こうしたニーズの掘り起こしと必要な支援を有機的に結びつける仕組みが必要となります。

【表1 児童相談所への措置状況調査における「保護者の支援ニーズ」】

養育の振り返り支援	60件（69.0%）
保護者自身の回復支援	45件（51.7%）
子育て支援サービス	32件（36.8%）
精神科医療	29件（33.3%）
生活困窮への支援	15件（17.2%）
障がい支援サービス	11件（12.6%）

こうしたことから、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの役割は大きく、さらに、相互に連携し、一体的に運用することや要保護児童対策地域協議会との連携による地域資源・サービスの活用も求められています。

しかしながら、専門資格を有する人材の確保が困難なことから、表2のとおり市町村の虐待対応担当職員や要保護児童対策調整機関担当職員の有資格者の割合は6割にとどまっており、なおかつ兼任で他の業務を抱えながら担当している割合が7割前後という状況にあり、相談実務経験の蓄積、援助スキルの習得、支援体制の整備等に課題を抱えることとなっています。

加えて、市町村によって支援ニーズや家庭支援事業等の状況が異なり、同一形態・同一手法による子ども家庭総合支援拠点設置等の一律な推進は困難であり、設置要件となる拠点職員についても、人員確保が課題であるという声も複数寄せられています。

【表2 虐待対応担当職員・要保護児童対策調整機関担当職員の配置状況】
(平成29年度)

	虐待対応担当職員	要保護児童対策調整機関担当職員
専門資格有	49人(63.6%)	41人(67.2%)
専門資格無	28人(36.4%)	20人(32.8%)
専任	26人(33.8%)	15人(24.6%)
兼任	51人(66.2%)	46人(75.4%)

さらに、地域で公的に行われている利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業などの子育て支援事業は、支援を必要としている子どもと家庭のためのセーフティネットであり、重要な地域資源でもあります。このうち、子育て短期支援(ショートステイ)事業及び夜間養護(トワイライトステイ)事業は、全市町村において実施されており、虐待予防にも有効ですが、本県では受入施設が児童養護施設のみであることから、空きがなく利用したくても利用できない場合があったり、施設が少なく遠い等の課題が指摘されています。

2 目指す方向性

- 市町村の児童家庭福祉相談の更なる機能強化が必要不可欠であり、県は次の取組みによりこれを支援します。
 - 市町村の相談機能の強化を支援します。
 - 全市町村における子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置に向け、支援します。
 - 地域資源の活用推進を支援し、地域の児童家庭支援ネットワークをより一層強化するための取組みを支援します。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 市町村における相談支援体制の強化

① 子ども家庭支援機能の充実

市町村は、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査・指導を行うこと、その他子どもと家庭への必要な支援を行う業務を担うため、子ども家庭支援に携わる職員の専門性の向上に努め、子どもの最善の利益を優先して考慮し、子ども家庭支援を実施する必要があります。

このため、県は、家庭支援に関わる情報を市町村に適時・適切に提供し、研修等により市町村の家庭支援担当者の技術向上を図るなど、子ども家庭支援の充実に支援します。

② 児童相談所と市町村との役割分担

県及び市町村は、要保護児童や虐待を疑われる子どもを発見した場合の通告受理機関であります。寄せられた虐待相談や警察等からの虐待通告に対し、リスクアセスメントシートを用いてケースの重篤度や緊急度を見極め、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行います。

③ ニーズに応じたソーシャルワーク体制の整備

虐待対応について、児童相談所への虐待対応市町村支援専門職員の配置、市町村職員の短期受入研修などにより、市町村の人材確保・育成の支援を行い、子どもの支援ニーズにあったソーシャルワークを可能とする体制整備を支援します。

(2) 子ども家庭総合支援拠点等の設置

① 子ども家庭総合支援拠点の設置促進

地域資源や必要なサービスを有機的につなぎ、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担う拠点として、全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとなっていることから、この設置に向け、専門的人材育成のための研修を実施するとともに、国の制度及び財政支援策の適切な活用を支援します。

まずは、子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室等を設置する市町村において、モデル的に設置推進するとともに、単独市町村での子ども家庭総合支援拠点設置が困難な場合は、広域的な支援拠点の設置・運営も含め多様な形態を取ることが可能であるため、各市町村の状況に応じ技術的な支援を行います。

② 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの連携又は一体的設置

妊娠・出産、子育てに対し、切れ目のない支援を行うため、また、ポピュレーションアプローチ（全ての妊産婦・乳児等への支援）から要支援者まで継続した支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターにおける情報共有が充分に図られるよう、円滑な連携又は一体的設置に向け、必要に応じ技術面・財政面で支援を行います。

★【表3 子ども家庭総合支援拠点の設置目標】

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
子ども家庭総合支援拠点数	0	6	12	24	24	24

(3) 地域資源の有効活用と児童家庭支援ネットワークの強化

① 児童家庭支援ネットワークの強化

地域で子育てに係る活動や子ども食堂等の居場所づくりに取り組んでいる団体、民生委員・児童委員（主任児童委員）等の様々な地域活動と、乳幼児が集う居場所としての市町村保健センター、地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校、民間施設等の地域資源について、児童家庭支援ネットワークとして有機的に機能することが期待されます。

そこで、県は市町村のコーディネーターとしての役割を支援することとし、虐待対応については、市町村と児童家庭支援センターの活用や地域における関係機関との支援の一体性・連続性の確保を図るため、児童虐待対応に関連する情報等について、適時・適切に提供し、要保護児童対策地域協議会を基盤とする児童家庭支援ネットワークの一層の強化を促進します。

② 母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設は、DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しを図る施設であり、親子分離せずに子どもを養護できる唯一の児童福祉施設であることから、子どもの最善の利益を考える上で、非常に重要な施設です。

そのため、市町村と母子生活支援施設の緊密な連携を促進するため、適切な情報提供等の支援によりその活用促進に努めます。

③ 在宅支援サービスや保護者支援の充実

ショートステイ事業、トワイライトステイ事業等の在宅支援サービスを充実するため、地域における子どもや家庭を支援する資源を活用し、養護施設の受入枠の拡張や里親の活用などによる受け皿の確保に努めるとともに、子育てに不安を抱えている保護者の子育て力の向上など、保護者支援の充実に努めます。

④ 児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化

市町村における児童家庭相談が円滑に行われるようサポートする児童家庭支援センターについて、地域や配置などを考慮しながら、地域における需要量を踏まえ、設置促進と機能強化に努めます。

★【表4 児童家庭支援センターの設置目標】

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
児童家庭支援センターの設置圏域数	1	1	1	2	2	3

第5章 里親等への委託や特別養子縁組等の推進

1 現状及び課題

(1) 里親支援体制

本県では、児童相談所に里親担当職員を配置し、児童相談業務や判定治療業務などの業務との兼務で里親支援業務を行っています。令和元年度からは、里親支援専門員（非常勤）の配置を進めています。

また、平成23年度から「こども家庭支援センターひかり」へ里親支援業務を委託し、里親等委託調整員の配置、里親委託等推進委員会の開催、里親同士の交流の機会を提供する里親サロンの開催等を行っています。

児童養護施設等に配置可能となっている里親支援専門相談員については、徳島児童ホームと徳島赤十字乳児院に配置されており、施設入所児童のマッチングやその後のフォローアップについて、児童相談所と協働しながら実施しています。

このように、本県では、官民で連携を図りながら里親委託推進に努めてきたところですが、里親委託率については平成30年度末が12.8%であり、全国平均である19.7%を下回っています。今後、さらなる里親委託の推進に向けて、一貫した里親支援を行うフォostering機関の設置等、里親支援体制の強化が求められています。

(2) 里親委託の現状と課題

① 里親登録数

里親登録数については、緩やかに減少しており、表1のとおり、平成30年度末里親登録数は63世帯となっています。新規里親登録数についても減少傾向にあり、表2のとおり、平成30年度は5件となっています。里親委託推進にあたっては、まずは、里親委託が可能な里親数を増やすことが課題となります。

【表1 里親登録数の推移】

(単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
里親登録数	70	65	66	63	63
(再掲：重複登録あり)					
養育里親	45	47	46	47	50
養子縁組里親	17	13	18	15	16
専門里親	8	6	5	5	4
親族里親	11	10	10	9	8

【表 2 新規里親登録数の推移】

(単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
新規登録数	11	5	7	4	5
(再掲：重複登録あり)					
養育里親	6	5	3	4	4
養子縁組里親	3	0	6	1	4
専門里親	1	0	0	0	0
親族里親	2	0	0	0	0

また、各圏域別の里親登録数については、表 3 のとおりとなっており、中央圏域が最も多く、南部圏域、西部圏域が減少しています。

表 3 のうち、新規登録数については表 4 のとおりです。新規登録数は減少しており、全体の登録数と同様、新規登録数についても、中央圏域の占める割合が高くなっています。里親への一時保護や短期の委託など、身近な存在としての里親委託を進めるに当たっては、全ての圏域での里親登録数を増やしていく必要があります。

【表 3 里親登録数の推移（圏域別）】

(単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中央	48	45	47	48	48
南部	18	17	17	13	13
西部	4	3	2	2	2
合計	70	65	66	63	63

【表 4 新規里親登録数の推移（圏域別）】

(単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中央	9	3	6	3	5
南部	2	1	1	1	0
西部	0	1	0	0	0
合計	11	5	7	4	5

② 里親委託児童数

里親委託児童数については平成 30 年度末で 33 人となっています。また、表 5 のとおり、平成 30 年度中に新規に委託した児童数は 10 名であり、この 5 年間で最も多くなっています。これは、平成 29 年 8 月に社会的養育ビジョンが示され、児童相談所がこれまでよりも積極的に里親委託を行ってきたことが反映されています。

しかし、新規に児童を一定数委託しているに関わらず、全体の委託児童数は減少しています。これについては、児童が満年齢になったことや特別養子縁組が成立したことを理由に里親委託が解除となる児童が多いことや、短期間の養育でも里親委託を行うことが増えていることが影響しています。

【表 5 里親委託児童数の推移】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
里親委託児童数	39	38	31	32	33
新規委託児童数	5	5	4	4	10

表 5 の里親委託児童数のうち、各圏域別委託児童数については、表 6 のとおりです。中央圏域の里親委託が多く、南部圏域については減少しています。

表 5 の新規委託児童数のうち、各圏域別新規委託児童数については、表 7 のとおりです。ここ 5 年間のうち、平成 30 年度が最も多くなっていますが、全て中央圏域の児童であり、里親登録数同様、全ての圏域で里親委託を進めていく必要があります。

【表 6 委託児童数の推移（圏域別）】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中央	27	27	21	23	25
南部	11	10	8	7	5
西部	1	1	2	2	3
合計	39	38	31	32	33

【表 7 新規委託児童数の推移（圏域別）】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中央	3	4	2	4	10
南部	2	0	1	0	0
西部	0	1	1	0	0
合計	5	5	4	4	10

③ 里親種類別委託児童数

里親種類別委託児童数の推移については、表 8 のとおりです。養育里親への委託児童数については、この 5 年間で大きな違いはありませんが、親族里親への委託数が、ここ 5 年間で半数になっています。

また、ファミリーホームについては、平成 31 年 4 月 1 日に新たに 1 つ開設され、現在は徳島県内には 2 つのファミリーホームがあります。

【表 8 里親種類別委託児童数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	23	24	20	21	24
専門里親	1	1	0	1	1
親族里親	15	13	11	10	7
養子縁組里親	0	0	0	0	1
合計	39	38	31	32	33
(参考) ファミリーホーム	6	6	5	2	2

④ 里親受託率

里親として登録されている人のうち、児童が委託されている里親の割合（里親受託率）を示したものが表 9 です。平成 30 年度末の受託率は 42.9%、過去 5 年の平均は 46.2%となっています。

【表 9 里親受託率の推移】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	平均
里親登録数（世帯）	70	65	66	63	63	65.4
児童が委託されている里親数（世帯）	30	33	29	32	27	30.2
里親受託率（%）	42.9	50.8	43.9	50.8	42.9	46.2

⑤ 里親委託率

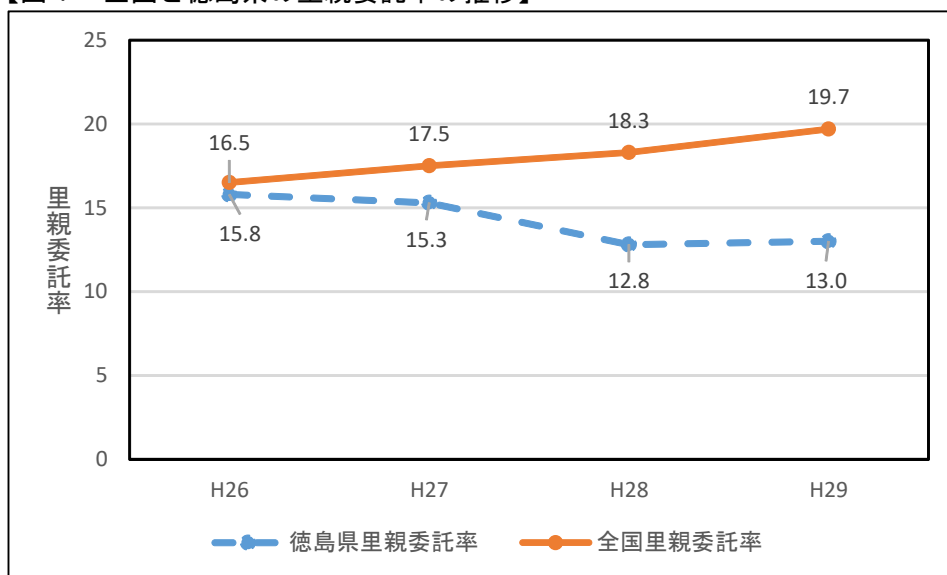
平成 30 年度末里親委託率については、12.8%であり（表 10）、同時期の全国平均である 19.7%を下回っています。ここ 5 年間で、児童養護施設や乳児院への措置人数については、大きな変化はない一方で、里親やファミリーホームへの委託人数が減少しています。表 8 で示したとおり、親族里親やファミリーホームへの委託人数が減少していることが影響しています。

また、全国と本県の里親委託率の推移を示したものが図 1 です。平成 26 年には、全国の委託率と大きな差がなかったにも関わらず、ここ数年全国の委託率よりも低い状態が続いています。これは、本県では、児童養護施設や乳児院が飽和状態ではないため、他県に比較して、施設入所しやすい状況が影響していると考えられます。

【表 10 里親委託率の推移】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
里親委託率（%）	15.8	15.3	12.8	13.0	12.8
里親＋ファミリーホーム（人）	45	44	36	34	35
児童養護施設＋乳児院（人）	240	243	245	228	238

【図 1 全国と徳島県の里親委託率の推移】



⑥ 年齢別里親委託状況

平成31年3月31日時点での里親委託児童について、年齢の内訳を示したものが表11です。高校生以上の占める割合が高く、今後満年齢により委託解除となっていく児童が多くなることが予測されます。

また、同時点での里親委託率について、児童の年齢別に算出したものが表12、グラフにより示したものが図2です。家庭での養育が最も必要とされている、3歳未満の児童については委託率が20.7%となっており、全体の12.8%を上回っています。これは、低年齢の児童の里親委託を積極的に行ってきたことが反映されているものと考えられます。

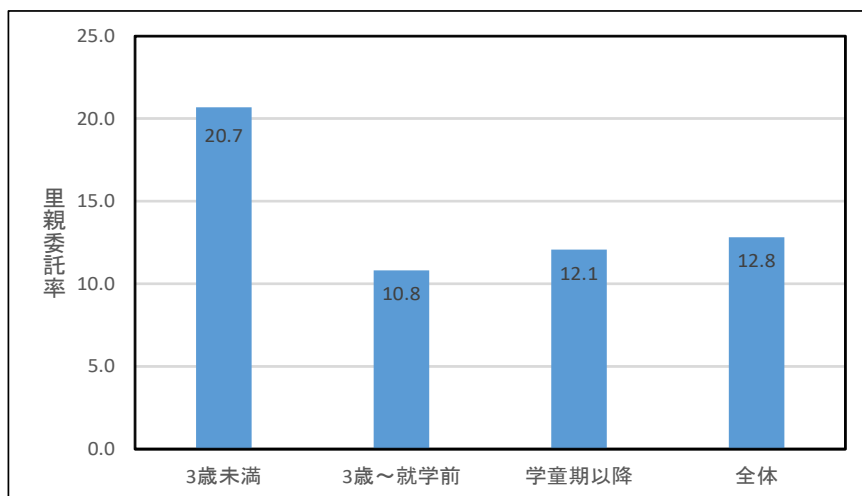
【表 1 1 里親委託児童の年齢割合】

年齢区分	3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生	過齢児	合計
年齢別人数(人)	6	4	8	5	8	4	35
割合(%)	17.1	11.4	22.9	14.3	22.9	11.4	100

【表 1 2 児童の年齢別里親委託率】

年齢区分	3歳 未満	3歳～ 就学前	学 童 期 以 降					合計
			小	中	高	過齢児	計	
里親委託率(%)	20.7	10.8	9.5	8.6	14.3	44.4	12.1	12.8
里親+ファミリーホーム(人)	6	4	8	5	8	4	25	35
児童養護施設+乳児院(人)	23	33	76	53	48	5	182	238

【図 2 児童の年齢別里親委託率】



⑦ 里親委託後の支援

里親委託は、児童養護施設への措置と異なり、個人家庭への委託となるため、里子の問題行動への対応や、関係機関との連携等、里親が個人で対応しなければならず、里親個人に負担がかかることが多くあります。そのため、里親委託後は、関係機関によるフォローアップが非常に重要です。全国的にも、里親と里子の関係悪化や里子の不適応行動等が原因となり、里親委託が解除になってしまうケースがあることが課題となっています。本県においても、同様の理由で里親委託が解除となる事例が年間数件程度生じています。

里親委託を推進していくだけではなく、里親の支援体制の拡充や、里親同士の交流の場の保障、ピアサポートシステム（里親同士の支援）の構築といった、委託後の支援についても今まで以上に手厚く行う必要があります。

⑧ 特別養子縁組成立件数

本県の特別養子縁組の成立件数については、表 1 3 のとおり、年間約 1 件程度となっています。全国では、年間 5 0 0 件程度成立しており、国は今後 5 年の間に 2 倍にすることを目標としています。パーマネンシー保障の推進に当たって、特別養子縁組制度の活用は非常に重要であり、本県においても推進を図る必要があります。

【表 1 3 特別養子縁組成立件数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
成立件数	1	1	1	0	1

⑨ 措置先として最も望ましいと考える養育環境

児童相談所の児童福祉司に対し、平成 3 0 年度中に新規措置した児童のうち、子どものケアニーズのみに着目した場合、措置先として最も望ましいと考える養育環境に関する調査を実施しました。結果は表 1 4 のとおりとなっています。

いずれの年齢区分においても、現状の里親委託率よりも里親やファミリーホームといった家庭養育が必要と感じている割合が高くなっています。また、年齢が小さい方がよりその必要性は高いと考えていることが分かります。

里親委託が望ましいと児童福祉司が考えていたにも関わらず、里親委託を行うことができていない児童がいる背景には、「里親委託について保護者同意が得られない」、「里親委託では保護者対応が困難」、「適切な里親が確保できない」といった理由が挙げられます。

【表 1 4 年齢別、措置先として最も望ましいと考える養育環境】

年齢区分	3歳未満		3歳～就学前		学童期以降	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
里親＋ファミリーホーム	10	58.8	10	55.6	23	42.6
乳児院	6	35.3	1	5.6	0	0.0
児童養護施設	1	5.9	6	33.3	17	31.5
児童心理治療施設	0	0.0	0	0.0	3	5.6
児童自立支援施設	0	0.0	0	0.0	7	13.0
障がい児入所施設	0	0.0	1	5.6	4	7.4

2 目指す方向性

- 児童相談所だけで里親支援に係る全ての機能を担うことは難しいため、リクルートから研修、里親と里子のマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的に行う県内全域のフォスタリング体制の構築を進めます。
- 里親委託を進めていくためには、まず初めに、里親の登録数を増やす必要があるため、里親制度の啓発活動や里親リクルート活動を特に積極的に進めていきます。
- パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組制度を積極的に活用していく必要があるため、市町村や医療機関等と連携しながら、乳児においても積極的に里親委託を行い、特別養子縁組制度の利用ができるよう里親支援に努めます。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 里親委託推進体制の構築

里親支援を包括的に行い、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスタリング体制の構築を行います。

- ① リクルートから研修、里親と里子のマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的に行うフォスタリング機関の設置
- ② 全児童相談所への里親支援専門員の安定的な配置
- ③ 全児童養護施設への里親支援専門相談員の配置
- ④ 圏域ごとに里親支援の拠点となる児童家庭支援センターを設置

(2) 里親委託率

国の示す「新たな社会的養育ビジョン」では、3歳未満児童については、5年以内に75%、3歳未満の児童を除く就学前の児童については7年以内に75%、学童期以降の児童については10年以内に50%とすることが目標とされています。

しかし、急激な里親委託の増加は里親不調を起こしかねないことや、近年ケアニーズの高い児童が増加しているため施設措置も一定数必要であることなどを踏まえ、本県では、まずは調査に基づいた目標から着実に達成していくことを目指します。

里親委託率については、表14の調査結果を踏まえ、表15のとおり、令和11年度までに46.1%とすることを目標とし、また、年齢別の委託率についても、3歳未満の児童については5年以内に60%、3歳未満の児童を除く就学前の児童については7年以内に55%、学童期以降については10年以内に43%を目標とします。

★【表15 里親委託率目標値・代替養育を必要とする児童数・里親委託人数】

年度	現況値 (H31.3.31)	R3	R6	R8	R11
里親委託率(%)	12.8	20.5	32.9	39.1	46.1
3歳未満	20.7	36.4	60.0	60.0	60.0
3歳～就学前	10.8	23.4	42.4	55.0	55.0
学童期以降	12.1	18.3	27.6	33.7	43.0
代替養育を必要とする児童数(人)	273	302	292	289	284
3歳未満	29	30	28	28	28
3歳～就学前	37	40	39	39	38
学童期以降	207	232	225	222	218
里親委託人数(人)	35	62	96	113	131
3歳未満	6	11	17	17	17
3歳～就学前	4	9	17	21	21
学童期以降	25	42	62	75	93

(3) 里親受託率・里親登録数

(2)の委託率目標を達成するためには、まずは現在里親登録をしている里親への委託率(里親受託率)を上げ、さらに、里親登録数を県下全域に増やしていかなければなりません。

表9のとおり、里親受託率の平均は46.2%となっています。今後は、「こども家庭支援センターひかり」で実施している「未委託里親トレーニング」を積極的に活用し、児童を委託可能な里親を増やすことで、里親受託率の向上に努めます。

また、今後未委託里親トレーニングが進み、里親受託率が上がることを加味しても、里親委託人数の約1.5倍の人数の里親登録が必要となります。それに基づき、必要とされる里親数の見込みを算出したものが表16となります。

【表 16 必要とされる里親数の見込み】

(単位：人)

年度	現況値 (H31.3.31)	R3	R6	R8	R11
里親委託人数	35	62	96	113	131
必要とされる里親数	(63)	93	144	170	197

(4) 里親リクルート活動の推進（里親制度の普及啓発）

里親登録数を増加させるためには、里親制度の啓発活動の実施や各圏域ごとの里親説明会の実施など、里親リクルート活動が必須です。リクルート活動に当たっては、里親自身による広報活動や体験談の提供も重要になります。そのため、各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なリクルート活動を行うことができる体制を構築し、里親登録数増加に努めます。

(5) 保護者の理解促進

里親委託の推進を図るためには、担当児童福祉司が「里親委託が必要」と感じているにも関わらず、里親以外に措置をした背景である「実親の同意」を得られるかどうか重要なポイントになります。対応の困難な保護者が多い中、里親委託への同意を得ることは非常に困難なことでもあります。

この問題を解消するために、保護者自身が正しい里親制度の在り方、「里親制度は、跡継ぎをもらう親側の制度ではなく、里親が社会的養護を担うという子どものための制度である」ということを理解する必要があるため、令和2年度に本県で開催される「全国里親大会」をはじめ、一般の方向けの周知広報を充実し、里親制度の正しい理解の促進を図ります。

(6) 里親委託後の里親里子支援体制の強化

里親委託が急激に進むことで、里親不調や、実親と里親間のトラブル等が生じることが懸念されます。また、里親不調が重篤化すると、被措置児童虐待にも繋がるため、委託後の支援が重要になります。委託後の支援については、フォスタリング機関をはじめとする関係機関が協力し支援を行うとともに、養育の専門性を高める研修の実施や里親サロンの積極的な活用等、里親同士がフォローを行うことができるよう、支援の層を厚くしていくことに努めます。

(7) 長期間施設に処遇されている子どもの里親委託の推進

さらに、長期に施設処遇になっている子どもの里親委託を進めていくことも重要です。そのためには、各児童養護施設の協力も不可欠です。児童養護施設は、これまでの社会的養護を必要としている児童の養育や保護者対応等のノウハウを持っているため、それらを生かした里親支援を行うことも可能になります。今後、全ての児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を進めていきます。

(8) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

① 特別養子縁組を見据えた、乳児の里親委託の推進

これまで本県では、出産直後の新生児について、家庭引き取りが難しい場合には、出産した医療機関からそのまま里親へ委託する取組みを進めてきました。この取組みは、特別養子縁組の推進に当たって、とても重要とされています。この取組みを推進していくためには、新生児が医療機関に入院している段階から、里親が育児を練習する機会も必要になります。そのためには、医療機関への里親制度や特別養子縁組制度の正しい周知が重要であり、今後、一層の周知を図っていきます。

また、市町村や医療機関と連携しながら、家庭での養育が難しい乳児について、乳児院へ措置入所させるのではなく、まずは特別養子縁組を見据えて、里親委託することができるよう努めます。

② 特別養子縁組の成立目標

本県では、特別養子縁組の成立が年間1件程度となっています。これは、特別養子縁組を希望する養子縁組里親の新規登録数は毎年一定数増えている一方で、特別養子縁組に適した乳幼児が少ないことが影響しています。しかし、国はおおむね5年以内に現在の約2倍となる、年間1,000件の成立を目指すとしており、本県でも特別養子縁組の推進が必要です。特別養子縁組に適した児童については、積極的に特別養子縁組制度を活用していき、表17を目標値とすることとします。

★【表17 特別養子縁組成立件数目標値】 (単位：人)

年度	現況値 (H28)	R3	R6
国の特別養子縁組成立件数目標値	495	－	1,000
県の特別養子縁組成立件数目標値	1	3	5
(参考)			
国の推計人口(0～14歳)	16,050,000	－	－
県の推計人口(0～14歳)	86,254	－	－
国の推計値に占める県の割合(%)	0.54	－	－

第6章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

1 現状及び課題

(1) 施設養育の現状

① 児童養護施設

県内には、児童養護施設が7施設あり、保護者がいない、また、保護者に養育されることが適当でない子どもを保護し、養育する施設として重要な役割を担っています。

入所児童数は、わずかに減少傾向にあり、暫定定員の設定が定期的に見直され、定員との差が大きくなっています（表1）。

施設では、本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）等により、子どもがより家庭的な「あたりまえの生活」が保障されるような環境づくりに取り組んでいます。平成30年度末時点で、小規模グループケアを実施している施設は、7施設のうち4施設あります（表2）。小規模かつ地域分散化された分園型小規模グループケアを実施している施設が1施設ありましたが、休止している状態です。

また、施設では、市町村の子育て支援サービスと連携し、ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、1施設においては、地域の養育支援の拠点となる児童家庭支援センターを併設し、運営しています。

なお、一時保護専用施設の設置には至っていませんが、一時保護委託の受入れも増加傾向にあります（表3）。

【表1 児童養護施設の定員等の推移】（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	340	340	340	340	340
暫定定員	294	282	274	265	265
実際の入所児童数	252	252	247	232	243

※ 入所児童数については、各年度とも3月1日時点

【表2 児童養護施設の小規模グループケアの現状】

実施か所数	未実施	1か所	2か所	3か所以上	計
施設数	3	1	3	0	7
ユニット数	0	1	6	0	7

※ 平成30年度末時点

【児童家庭支援センターの設置状況】

県内1施設（こども家庭支援センターひかり）

【表3 一時保護委託の状況】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
人数（人）	25	24	30	40	65
延べ日数（日）	523	688	424	808	1,650

② 乳児院

県内には、乳児院が１施設あり、児童養護施設と同様に保護した子どものうち、乳児（必要のある場合は幼児も含む）を入所させて養育する医学的な配慮がなされた施設として、重要な役割を担っています。

入所児童数については、ほぼ横ばいの状態で、暫定定員の設定はあるものの安定した推移となっています（表４）。

できる限り家庭に近い環境を提供できるよう施設本体の小規模グループケアを実施し、愛着形成の再構築等のケアを行っています。

また、ショートステイ事業や子育てスペースによる地域支援、レスパイトケアの受入れ、里親や関係機関との連携を積極的に行っています。

【表４ 乳児院の定員等の推移】（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	45	45	45	45	45
暫定定員	34	32	34	34	34
入所児童数	30	31	27	30	29

※ 入所児童数については、各年度とも３月１日時点

【乳児院の小規模グループケア（ユニット化）の現状】

小規模グループケア ３か所

③ 児童自立支援施設

県内には、児童自立支援施設が１施設あり、不良行為をなし、又はおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行う施設として、重要な役割を担っています。入所児童数は、横ばいで推移しています。

平成３０年度には寮舎の大規模改修を行い、より家庭的な環境による生活が可能となるとともに、定員の見直しを行っています。

【表５ 児童自立支援施設の定員等の推移】（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	36	36	36	36	24
暫定定員	13	11	10	12	10
入所児童数	11	12	11	8	12

※ 入所児童数については、各年度とも３月１日時点

④ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的問題を有する児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その心理治療を行う施設として重要な役割を担っていますが、県内に施設がないため、近隣県の施設を利用しています。措置児童は、人数は少ないですが、表６のとおり毎年度一定数あることからニーズがあることが分かります。

【表 6 県外の児童心理治療施設への措置児童数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
措置児童数	5	4	4	3	2

※ 措置児童数については、各年度とも 3 月 1 日時点

⑤ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しを図る施設であり、親子分離せずに子どもを養護できる唯一の児童福祉施設であることから、子どもの最善の利益を考える上で、非常に重要な施設です。県内には南部圏域に 2 施設、西部圏域に 1 施設ありますが、南部圏域の 1 施設は運営を休止しています。

【表 7 母子生活支援施設の定員等の推移】 (単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	39	39	39	39	39
暫定定員	27	22	20	20	17
入所世帯数	20	11	11	9	9

※ 入所世帯数については、各年度とも 3 月 1 日時点

(2) 社会的養護自立支援体制

本県では、平成 27 年度から、「退所児童等アフターケア事業」を実施しており、施設を退所した子どもが集まることができるスペースや生活・就業に関する相談に応じる生活相談支援員を配置した「ほななホーム」を開設し、児童養護施設等の退所を控えた児童や退所した児童の社会的自立の促進を図っています。

平成 28 年度からは、「退所児童自立支援金貸付事業」を実施し、進学や就職を機に児童養護施設等を退所した児童等を対象に、住居費、生活費及び資格取得費の貸付を実施し、安定した生活基盤を築くことにより、自立した生活を送ることができるよう支援しています。

また、「社会的養護自立支援事業」として、措置が終了する児童養護施設等入所児童の円滑な自立を支援することを目的に、支援コーディネーターを配置し、必要に応じて退所児童の継続支援計画を作成しており、これに基づき原則 22 歳の年度末まで、継続して居住費や生活費の支援等を行っています。

平成 30 年 2 月には、県内初となる自立援助ホーム（女子専用）が開所され、自立困難な状況にある児童が安心して過ごせる少人数で家庭的な生活の場を提供し、就労支援、自立支援を実施しています。施設退所後の生活力を育む養育において、自立援助ホームが果たす役割は大きく、関係機関との連携が重要となります。

(3) 施設養育を取り巻く環境

平成 28 年改正児童福祉法において、子どもの家庭養育優先原則が明記され、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を最大限支援し、児童を家庭において養育することが困難な場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、また、それらが困難な場合には、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じることとされました。

このため、社会的養育が必要な児童について、特別養子縁組や里親による家庭養育にシフトしていくことにより、表8のとおり、里親等委託が必要な子ども数から推計した施設での養育が必要な子ども数は減少する見込みです。

また、これまで、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた施設についても、できる限り良好な家庭的環境による養育を目指し、施設の小規模化・地域分散化の推進が必要とされ、また、ケアニーズの高い子どもに対する専門性の高い養育を行う体制を整える必要があります。

【表8 施設での養育が必要な子ども数】（里親等委託が必要な子ども数から推計）
（単位：人）

年度	現況値 (H31.3.31)	R6	R11
全体	238	196	153
3歳未満	23	11	11
3歳～就学前	33	22	17
学童期以降	182	163	125

2 目指す方向性

- ケアニーズの高い子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整えるため、専門性のある職員の配置及び小規模化を促進します。
- 一時保護委託の受入体制の整備や里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援等、地域の実情に応じた家庭養育の支援の充実、多機能化を促進します。
- 将来的には、地域分散化が図られ、地域社会との良好な関係を築き、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、施設の変革を支援します。
- 児童養護施設退所児童等が円滑に自立できるよう、多様な支援を推進します。

3 具体的な取組み及び目標

（1）小規模化・地域分散化

今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経験により家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要があります。また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを計画的に進めていきます。

（2）施設養育の供給量

里親等委託推進により、相対的に施設養育の需要量は減少する見込みとなりますが、里親等委託には保護者同意が必要であり、措置状況調査によると、望ましい措置先が里親等であっても、保護者同意が得られない割合が約5割程度となっています。里親制度の普及啓発等、保護者同意を得やすくする施策は展開しますが、保護者の意識の問題は簡単には変わらないことを考慮し、社会的養護を必要とする子どもの受け皿がなくなることをないよう、施設養育のキャパシティの確保が必要となります。

さらには、ショートステイや一時保護委託等の一時的な需要増に柔軟に対応できる体制の確保も必要です。

また、急激な里親委託の増加は里親不調を招くおそれがあること、近年ケアニーズが高い児童が増加していることから、単純に里親等委託目標の逆算から施設供給量を設定するのではなく、確実に子どもを守ることができるよう、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努める必要があります。

★【表 9 施設の小規模化・地域分散化の目標】

			現況値	目標	
			H30	R6	R11
施設定員数(供給量)			299	268	230
○ 児童養護施設					
定員数（供給量） ※暫定定員			265	236	200
本体施設	その他	定員	209	146	0
	小規模 グループケア	ユニット数	7	10	14
		定員	56	60	84
	4人の 生活単位	ユニット数	0	3	14
		定員	0	12	56
	本体施設外	分園型小規模グループ ケア・地域小規模 児童養護施設	ユニット数	0	3
定員			0	18	60
○ 乳児院					
定員数（供給量） ※暫定定員			34	32	30
本体施設	その他	定員	16	10	0
	小規模 グループケア	ユニット数	3	3	3
		定員	18	18	18
	4人の 生活単位	ユニット数	0	1	3
		定員	0	4	12

(3) 高機能化・多機能化の促進

これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な経験による児童養育の専門性をより発展させていくことによる高機能化を促進するとともに、各施設が担ってきた役割や機能が異なることも踏まえ、地域のニーズにあった多機能化が図られるよう支援していきます。

① 専門性を備えた人材育成の取組み

施設職員が専門性の高い養育の実践に必要な知識を得るために参加する研修や施設内で全職員を対象に行う専門性向上研修に対する支援を行い、施設における人材育成の機会の確保につなげます。

② 一時保護委託の受入体制の整備

一時保護委託中においても、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や関係機関等の連携など環境整備を支援します。

また、安定的な一時保護の受入体制を整備するため、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないような配慮を行うなど、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護が実施できるよう、一時保護の需要量の推移を踏まえ、一時保護専用施設の設置促進に取り組めます。

★【表 1 0 一時保護専用施設の設置目標】

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護専用施設の設置圏域数	0	1	1	2	2	3

③ 地域支援の多様化

ア 児童家庭支援センターの設置促進

地域の家庭からの相談や、市町村からの求めに応じた助言、児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら、在宅支援に取り組めるよう、施設の多機能化の一環として、将来的には全児童養護施設・乳児院への設置を見据え、地域における需要量を考慮し、まずは県内3圏域への設置促進に努めます。

★【表 1 1 児童家庭支援センターの設置目標】 (再掲)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
児童家庭支援センターの設置圏域数	1	1	1	2	2	3

イ 里親支援専門相談員の配置

施設として、これまでの社会的養育や保護者対応等のノウハウを活用し、長期に施設処遇になっている子どもの里親委託推進や地域の里親支援を行うため、里親支援専門相談員の全施設への配置に努めます。

ウ 在宅支援（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）の拡充

市町村の子育て支援サービスの一環であるショートステイ事業・トワイライトステイ事業について、その需要に充分に対応できるよう、施設における利用枠の拡充に対する支援を検討します。

（４）ケアニーズに応じた児童福祉施設の体制強化

児童自立支援施設については、その運営等の在り方について、定期的に話し合う場を設けるとともに、専門医や心理療法担当職員が治療や支援を行う児童心理治療施設の設置について、関係機関による検討を行うなど、ケアニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組めます。

（５）社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動や、退所前の一定期間、自立に向けた訓練を行うなど、施設における自立支援の強化を図るとともに、自立援助ホーム、アフターケア事業との連携強化を促進します。

自立援助ホームについては、男子が入所できる施設の設置促進に努めます。

★【表１２ 自立援助ホームの設置目標】

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
自立援助ホームの設置数	1	1	1	2	2	2

第7章 児童相談所の強化

1 現状及び課題

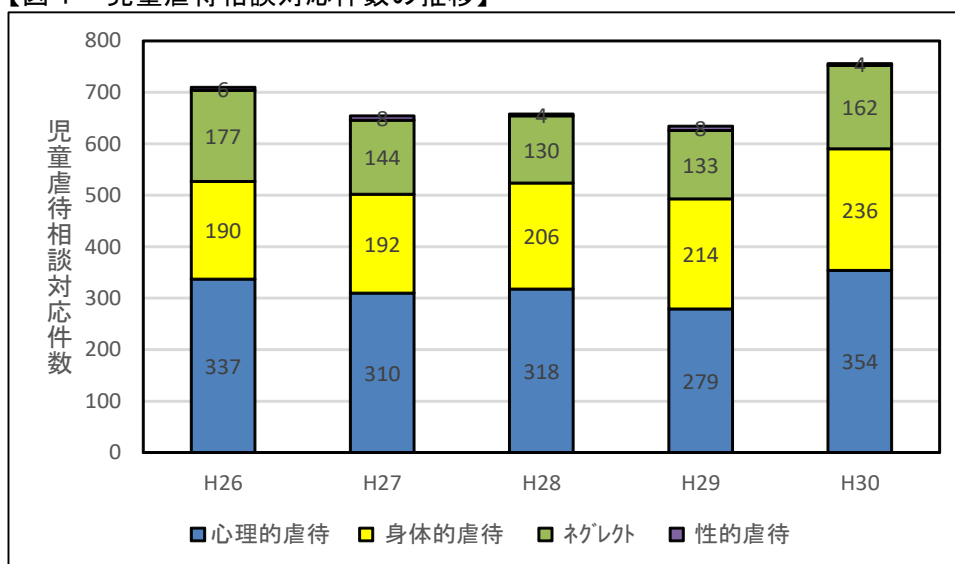
(1) 児童虐待への対応

児童相談所における児童虐待相談対応件数は全国的には増加の一途をたどっており、本県においても表1のとおり、平成30年度においては過去最高となる756件となっています。

【表1 児童虐待相談対応件数の推移】 (単位：件)

年度	徳島県	(内 訳)				全国
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
H30	756	236	4	162	354	159,850
H29	634	214	8	133	279	133,778
H28	658	206	4	130	318	122,575
H27	654	192	8	144	310	103,286
H26	710	190	6	177	337	88,931

【図1 児童虐待相談対応件数の推移】



児童虐待への対応は喫緊の課題であり、国においても平成30年8月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定されました。

本県においても、平成30年10月に「児童虐待早期発見・早期対応プロジェクト会議」及び「児童相談所強化プロジェクト会議」を開催し、児童虐待への対応強化を進めるとともに、「オレンジリボンたすきリレー」を開催するなど、児童虐待防止啓発活動に積極的に取り組み、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

一方で、虐待対応のほか、養育に不安のある家庭からの各種相談（相談実績については表2のとおり）、様々な事情により家庭での養育が困難となった児童を社会的養護へとつなげていく、また、家族再統合のための家庭へのケアなど、児童相談所に求められている役割は多岐にわたり、そのいずれにも極めて高い専門性が要求されます。

【表 2 児童相談所における相談件数の推移】

(単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
総相談件数	2,724	2,750	2,624	2,258	2,450
養護相談	895	875	902	781	945
保健相談	1	0	0	1	0
障がい相談	1,519	1,559	1,440	1,283	1,304
非行相談	79	66	44	51	54
育成相談	230	250	238	142	147

本県においても、平成28年に示された「児童相談所強化プラン」及び新たに平成30年に示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、適正な人員配置や各種研修による専門性の強化等に努めてきました。

(2) 児童福祉司等の配置

増加する児童虐待に対応するため、平成28年の改正児童福祉法により、児童相談所の児童福祉司等については、その配置基準が見直され、政令、児童相談所運営指針（以下「指針」という。）に基づく配置基準については表3のとおりとなっています。

なお、児童心理司は指針において、児童福祉司とチームを組んで対応することが望ましく、児童福祉司2人につき1人以上の配置が標準とされています。（令和元年改正児童福祉法により政令に基づく配置基準へと移行）

また、本県における児童福祉司等の配置状況については、表4及び表5のとおりとなっており、児童福祉司の配置基準は満たしているものの、児童福祉司業務経験年数1年未満の職員が約3割、3年未満の職員が約7割と経験年数が浅い職員が多く、人材育成が進んでいない現状があります。

このような状況を受け、本県においては、児童福祉司の安定した確保と専門性の向上を図るため、令和元年度より児童福祉専門職の採用枠を設置したところです。

また、家庭養育優先原則に基づき、里親への委託を推進していくためには、里親や里子とのマッチング等、きめ細やかなケアが必要となり、児童虐待件数が増加し、より迅速・確実な対応が求められている状況の中で、児童虐待対応の傍らで実施することは難しいため、専門に里親支援を行う職員の配置が必要です。

【表 3 政令、指針に基づく児童福祉司等の配置標準】

(単位：人)

			中央	南部	西部	合計
		人口（H27）	572,776	102,055	80,902	755,733
R 元 年	児童福祉司	配置標準	15	4	4	23
		スーパーバイザー	(3)	(1)	(1)	(5)
	児童心理司	配置標準	8	2	2	12
R 4 年	児童福祉司	配置標準	22	6	5	33
		スーパーバイザー	(3)	(1)	(1)	(5)
		里親支援児童福祉司	(1)	(1)	(1)	(3)
		市町村支援児童福祉司	(1)	0	0	(1)
	児童心理司	配置標準	10	3	2	15

※ 人口は公表された直近の国勢調査の結果による、() は配置標準の内数

【表 4 本県の児童福祉司等の配置状況】 (単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
児童福祉司	19	23	21	23	25
スーパーバイザー	(2)	(9)	(5)	(5)	(5)
児童心理司	14	12	9	9	10
嘱託医	6	6	6	6	6
保健師	(1)	(1)	1	(1)	1
弁護士		4	4	4	4

※ 4月1日時点（R元度は5月1日配置数）

※ () は児童福祉司の内数

【表 5 児童福祉司業務経験年数別の児童福祉司配置状況】 (単位：人)

年度	H28	H29	H30	R元
経験年数1年未満	9	5	7	8
経験年数1年以上～3年未満	5	8	9	10
経験年数3年以上～5年未満	2	0	0	2
経験年数5年以上～10年未満	4	5	5	4
経験年数10年以上	3	3	2	1
計（児童福祉司配置数）	23	21	23	25
経験1年未満の割合	39.1%	23.8%	30.4%	32.0%
経験3年未満の割合	60.9%	61.9%	69.6%	72.0%

※ 4月1日時点（R元年度は5月1日時点）

(3) 児童相談所職員の研修実施状況について（平成30年度実績）

- ・ 児童福祉司任用前研修 8人受講
- ・ 児童福祉司任用後研修 24人受講
- ・ 児童相談所職員専門性強化研修 26人受講

2 目指す方向性

- 近年、増加・複雑化している児童相談所業務に適切に対応するため、適正な人員の配置に加え、職員の専門性の確保、関係機関との連携強化を進めます。
- 里親委託の推進に当たって、各児童相談所が里親支援やマッチング等を無理なく推進できる体制整備に努めます。
- また、限られた人員の中で多岐にわたる業務を適性に行うために、AIの導入などによる業務の効率化や人為的なミスの防止策など、随時、最適な業務体制の確立に努めます。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 児童虐待や家庭養育推進に対応するための体制強化

① 組織全体の体制強化

政令に基づく児童福祉司等の配置基準を充足するとともに、さらに10年後を見据えた専門性が確保できる「人“財”育成方針」を定め、スーパーバイザーによる指導の強化とともに、経験豊かな「中堅職員」の育成に努め、組織全体の体制強化を進めます。

② 家庭養育推進体制の強化

フォスタリング業務の外部委託などによる業務分散化を進めるとともに、里親支援を専門に行う職員や市町村支援を専門に行う職員について、正規職員の配置に努めます。

③ 児童福祉司の専門性が発揮できる体制整備

児童福祉司がその専門性を発揮する児童福祉司業務に専念できるよう、付随する事務作業を行う事務職員の配置など組織全体としての体制整備に取り組みます。

★【表6 児童福祉司等の配置目標】

(単位：人)

年度	H30（実績）	R4	R6
児童福祉司	23	35	35
政令による配置標準	17	33	33
児童心理司	9	15	15
指針による配置標準	9	15	15
スーパーバイザー	(5)	(5)	(5)
里親支援児童福祉司	－	(3)	(3)
市町村支援児童福祉司	－	(3)	(3)

※ () は児童福祉司の内数

※ 政令等による配置標準に変更があった場合は、その変更内容を適用する

(2) 専門性の強化

① 専門性向上研修の実施

児童相談所職員に必要とされる高度な技術を習得し、ケースワークや家庭支援等の専門性を向上させるため、県外からの講師を招へいし、研修を実施します。実施に当たっては、年に数回開催するなど、緊急対応等で参加できないことの多い職員がより参加しやすい環境を整えます。

② 外部人材の活用促進

児童相談所の専門性確保や児童虐待への対応力の向上に向け、弁護士、警察OBや医師等、知見や経験を有する外部人材の活用促進に努めます。

③ 法的対応力の強化

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置の検討、司法面接研修等への職

員派遣など、法的対応への体制強化を進めます。

④ 業務マニュアルの作成

専門的な対応の平易化を図るため業務マニュアルの作成に取り組みます。

★【表 7 児童相談所職員専門性強化研修の受講目標】 (単位：人)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者数	26	30	30	30	30	30

(3) 関係機関との連携強化

① 司法面での連携強化

適切な司法関与のための連携強化として、家庭裁判所による保護者指導勧告の仕組みの活用を図り、保護者支援を進めるとともに、子どもへの心理的負担を軽減するための合同司法面接や、子どもの安全確保と再発防止に向けた合同カンファレンスを実施します。

② 市町村との連携強化

市町村との適切な業務・役割分担として、警察等からの虐待通告に対し、リスクアセスメントシートを用いて、ケースの重篤度や緊急度を見極め、児童相談所と市町村との役割分担を適切に行います。

そのためには、指導委託や市町村送致に適切に対応できる市町村の相談支援体制の確立が不可欠であるため、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの全市町村への設置に向け、必要に応じた財政的・技術的支援を行います。

③ 外部機関によるチェック体制の検討

児童相談所の質の確保・向上が図られるよう、国における評価の在り方の検討状況を踏まえ、第三者評価の実施など、適切な仕組みを検討します。

★【表 8 子ども家庭総合支援拠点設置目標】 (再掲)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
子ども家庭総合支援拠点数	0	6	12	24	24	24

第8章 一時保護機能の充実・強化

1 現状及び課題

(1) 一時保護の実施状況

子どもの一時保護は、児童相談所が行う相談援助業務の中で子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行っており、本県における一時保護件数の推移は表1のとおり、平成30年度において過去最多となっています。本県の一時保護所は中央子ども女性相談センター一時保護所のみであり、児童養護施設等における一時保護専用施設は設置されていません。

また、近年、一時保護所で児童が暴れるなど、対応の困難な事案が増加傾向にあり、適切なケアを実施するための一時保護所職員の専門性の強化が求められています。

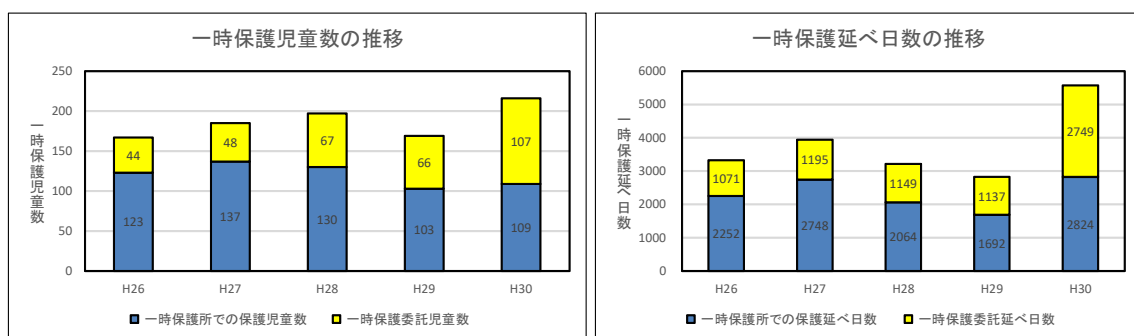
【表1 一時保護児童数等の推移】

年度		H26	H27	H28	H29	H30
一時保護児童数（人）		167	185	197	169	216
一時保護延べ日数		3,323	3,943	3,213	2,829	5,573
1日当たりの平均保護児童数（人）		9.1	10.8	8.8	7.8	15.3
内 訳	一時保護所での保護児童数（人）	123	137	130	103	109
	一時保護所での保護延べ日数	2,252	2,748	2,064	1,692	2,824
	1日当たりの平均保護児童数（人）	6.2	7.5	5.7	4.6	7.7
	一時保護委託児童数（人）	44	48	67	66	107
	一時保護委託延べ日数	1,071	1,195	1,149	1,137	2,749
	1日当たりの平均保護児童数（人）	2.9	3.3	3.1	3.1	7.5

※ 一時保護児童数H26～H30(5年間) 49人増加（129.3%）

※ 一時保護延べ日数H26～H30(5年間) 2,250日増加（167.7%）

【図1 一時保護児童数・延べ日数の推移】



(2) 一時保護の実施期間

緊急保護やアセスメントのため一時保護を行っている期間は、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し、方針を定める期間となります。

閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する環境）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保やアセスメントに要する

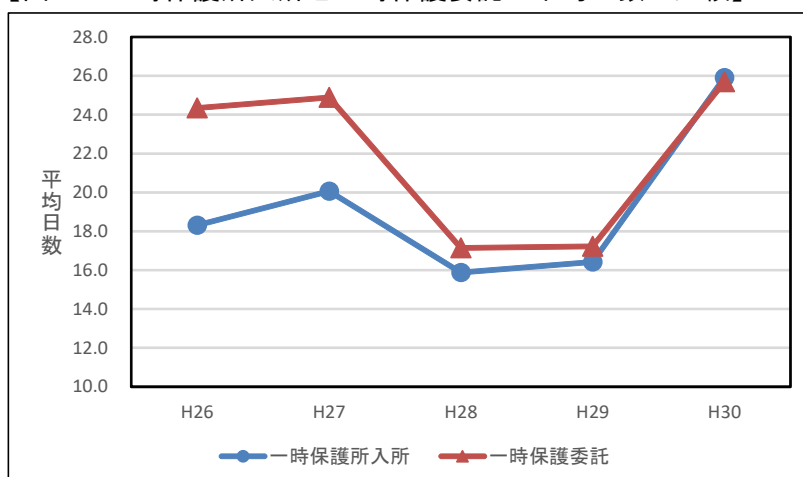
必要最小限とする必要があります。

本県における一時保護の平均日数の年度別の推移については、表２のとおりとなっており、一時保護所入所の平均日数は全国平均よりも低くなっていますが、平成３０年度において長期化の傾向が見られ、また、近年では一時保護所と一時保護委託の平均保護日数がほぼ同じとなっています。

【表２ 平均保護日数の推移】 (単位：日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護全体	19.9	21.3	16.3	16.7	25.8
(全国平均)	28.6	28.3	28.8	28.7	—
一時保護所入所	18.3	20.1	15.9	16.4	25.9
(全国平均)	29.8	29.6	30.1	29.6	—
一時保護委託	24.3	24.9	17.1	17.2	25.7
(全国平均)	26.7	26.1	26.8	27.3	—

【図２ 一時保護所入所と一時保護委託の平均日数の比較】



(３) 一時保護所の職員体制

本県の一時保護所の令和元年度の職員体制については、表３のとおりとなっています。直接処遇を行う職員に加え、心理担当職員を非常勤職員で配置していますが、令和元年度においては、応募がなく採用できていない状況です。

【表３ 令和元年度の一時保護所の職員体制】 (単位：人)

直接処遇職員		栄養士	事務	心理担当職員	小児科医
常勤	非常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤
4	12	1	2	1	1
(保育士3、指導員1)	(生活指導員(昼)3、生活指導員(夜)9)				

※ 参考 一時保護所定員 12 人

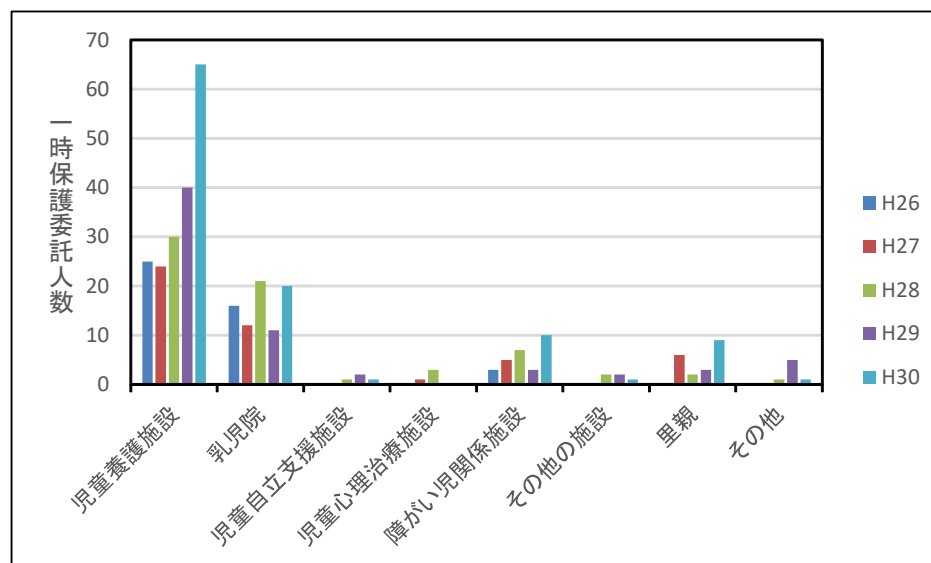
(4) 一時保護委託の委託先

一時保護の実施に当たっては、子どもの状況等を踏まえ、最も適した環境で実施することが求められることから、里親、児童福祉施設、医療機関等の一時保護委託先の確保や、原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化などを進めることが求められています。本県の一時保護委託先の状況については表4のとおりとなっています。

【表4 一時保護委託先別委託人数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	25	24	30	40	65
乳児院	16	12	21	11	20
児童自立支援施設	0	0	1	2	1
児童心理治療施設	0	1	3	0	0
障がい児関係施設	3	5	7	3	10
その他の施設	0	0	2	2	1
里親	0	6	2	3	9
その他	0	0	1	5	1

【図3 一時保護委託先別委託人数の推移】



(5) 子どもの権利擁護

一時保護は、虐待を受けた子どもの最善の利益や命を守るため、一時的にその養育環境から離すものですが、この期間中においても、子どもの権利が守られることが非常に重要です。

子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う必要があります。子どもたちの状態や背景を踏まえて、生活ルール等を決めるなどの配慮が必要です。特に、LGBTなどの子どもの持つ特性への配慮は、本人の意思や人格を尊重し、適切に行う必要があります。

また、一時保護中であっても、安全面を考慮した上で、適切な教育が受けられるよう、学校等への通園・通学ができる里親等の活用を検討することが求められています。

2 目指す方向性

- 一時保護児童数は増加傾向にあり、また、子どものケアニーズも多様化しています。このような状況に適切に対応するため、一時保護所の職員体制や専門性の強化、身近な一時保護先の確保に努めます。
- 一時保護中の生活における子どもの権利について常に意識し、不当に権利が阻害されることのないよう、権利擁護の強化を進めます。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 一時保護所職員の専門性向上

一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、職員の専門性の向上と意識の共有、関係機関との連携などを図るため、児童福祉司任用前・任用後研修への参加促進や県外講師招へいによる専門性向上研修の実施などの取組みを進めていきます。

★【表5 一時保護所職員の研修の受講目標】 (単位：人)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者数	4	10	10	10	10	10

(2) 一時保護所の定員及び処遇環境整備

増加傾向にある一時保護に確実に対応できる適切な一時保護所の定員について、一時保護実績の増加等の状況を把握し、必要に応じ随時見直しの検討を行います。

また、子ども一人一人の状況に応じて、適切な処遇を行うことができる環境整備に努めます。

(3) 多様な一時保護先の確保及び最小限の一時保護の実施

① 多様な一時保護先の確保

児童福祉施設等の一時保護専用施設の設置促進や、里親など地域における一時保護委託先の確保等による個別性を重視した環境整備を推進します。

また、重症心身障がい者をはじめ、重複障がいがある等、特別なケアを要する児童の一時保護受入れ先の確保に努めます。

② 最小限の一時保護の実施

一時保護の必要性を児童相談所内で一定期間ごとに検討し、安全確保やアセスメントといった一時保護の目的を達成するための必要最小限の日数による一時保護とするよう努めます。

★【表6 一時保護専用施設の設置目標】 (再掲)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護専用施設の設置圏域数	0	1	1	2	2	3

(4) 子どもの権利擁護の強化

① 子どもの権利ノートの活用

原則、一時保護児童全てに子どもの権利ノートを配布し、入所時に権利擁護についての説明を行うとともに、職員と子どもの適切な関わりの中で、子どもが適切に意見表明できるよう努めます。

② 子どもの意見を酌み取る仕組みの整備

子どもによっては口では言いにくいこともあるため、誰にも見られずに意見や相談ができる意見箱や窓口の設置、退所時アンケートの実施、第三者委員の設置など、子どもの意見を酌み取る仕組みの整備を推進します。

③ 子どもの状況に応じた生活環境の確保

一人一人の子どもの状況に応じた一時保護環境を整備するとともに、外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となるよう努めます。

④ 外部機関からのチェック体制の確保

一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど、外部機関からのチェック機能を高めます。

参 考 資 料

- ・ 徳島県社会的養育推進計画検討会設置要綱

徳島県社会的養育推進計画検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 徳島県における児童虐待相談件数が増加傾向にある中、児童虐待を未然に防止するとともに、すべての子どもが家庭や、より家庭に近い環境で、健やかに成長できるよう、地域における社会的養育の推進に必要な事項を検討するため、「徳島県社会的養育推進計画検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる者で構成する。

(座長の職務及び代理)

第3条 検討会に座長を置く。

2 座長は、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長をもって充てる。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(招集等)

第4条 検討会は、座長が招集する。

2 座長が必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討会に、各分野別の事項を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第6条 次世代育成・青少年課こども未来応援室に事務局を置く。

2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

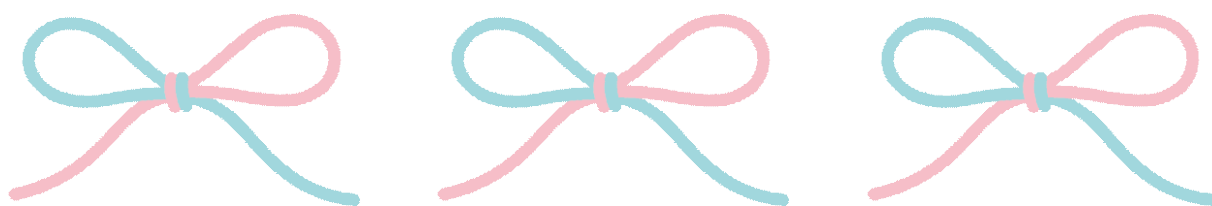
2 この要綱は、検討会の任務終了後はその効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第２条関係） 徳島県社会的養育推進計画検討会構成員

	氏 名	所 属 ・ 職 名
座 長	二宮 恒夫	徳島県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会会長（徳島大学名誉教授）
学識経験者	江口 久美子	徳島文理大学教授
施設関係者	片山 和義	徳島県児童養護施設協議会会長
	島本 耕志	徳島赤十字乳児院長
	山崎 健二	こども家庭支援センターひかりセンター長
	田岡 拓也	児童自立援助ホームゆめ施設長
里親関係者	田中 京子	徳島県里親会会長
司法関係者	尾上 一喜	徳島弁護士会子どもの人権保護委員会委員長
母子保健関係者	平野 文子	徳島県助産師会副会長
市 町 村	鈴江 正	徳島県市長会（徳島市福祉事務所長）
	小原 直樹	徳島県町村会常務理事
県 関 係 者	石炉 久美子	徳島県県民環境部次世代育成・青少年課 こども未来応援室長
	戸川 美史	徳島県保健福祉部健康づくり課長
	正木 孝一	徳島県中央こども女性相談センター所長
	古川 武信	徳島県南部こども女性相談センター所長
	正木 千弘	徳島県西部こども女性相談センター所長
	富久 実	徳島県立徳島学院長



徳島こども未来応援プラン

～徳島県社会的養育推進計画～

令和2年3月発行

徳島県県民環境部

次世代育成・青少年課こども未来応援室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

T E L : 088-621-2731

F A X : 088-621-2843

E-mail : jisedaikuseiseisyounenka@pref.tokushima.jp